

# 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

## 契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者

事業者の名称	魚沼地域特別養護老人ホーム組合
事務所の所在地	新潟県南魚沼市浦佐 4059 番地 1
代表者（職名・氏名）	管理者 南魚沼市長 林 茂 男
電話番号	0 2 5 - 7 7 7 - 3 8 1 1

### 2. ご利用事業所の概要

事業所の名称	魚沼地域特別養護老人ホーム 八色園 「短期入所生活介護事業所」	
サービスの種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	
事業所の所在地	〒949-7302 新潟県南魚沼市浦佐 4 0 5 9 番地 1	
電話番号	0 2 5 - 7 7 7 - 3 8 1 1	
ファクシミリ番号	0 2 5 - 7 7 7 - 4 6 2 1	
指定年月日・事業所番号	平成 1 2 年 4 月 1 日 指定	1 5 7 2 4 0 0 2 0 6
利用定員	定員 2 0 人（1 ユニット 1 2 人 2 ユニット / 内 4 人 長期入居者）	
通常の送迎の実施地域	南魚沼市	

### 3. 事業の目的と理念および援助の基本方針

事業の目的	ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意志及び人格を尊重し、入居者へのサービス提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営む事を支援しなければならない。
理 念	つなぐ・・・人、地域、歴史を大切に、そして未来へ ◎「人を大切に」心をつなぎ、心のこもったサービスを行います。 ◎「地域を大切に」地域とつながり共に育んでいきます。 ◎「歴史を大切に」未来へ向かって手を携えて行きます。
援助の基本方針	①私たちは利用者の自立支援を促す援助の視点をもって介護にあたります。 ②私たちは自己決定を尊重し、個別介護サービス計画書に基づいた援助を行います。 ③私たちは本人、家族のために最期まで真心をこめて介護にあたります。 ④私たちは本人、家族のプライバシーを尊重します。 ⑤私たちは自由を奪う拘禁拘束および言葉の暴力は一切いたしません。 ⑥私たちは個々人の状態に相応しい食事を提供し、あなたの暮らしと健康を守ります。 ⑦私たちは医療・保健・福祉の連携のもと良質な介護サービスを提供します

#### 4. 提供するサービスの内容

短期入所生活介護（又は介護予防短期入所生活介護）は、事業者が設置する事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

#### 5. 事業所の職員体制（特養入所100名を加えた120名に対する職員数です。）

従業者の職種	常勤換算後の人員	事業者の指定基準
施設長兼管理者	1	1
生活相談員	2	2
介護職員	50.8	40以上
看護職員	5.6	3以上
機能訓練指導員	1.2	1.2以上
介護支援専門員	1.8	1以上
医師	0.1	必要数
管理栄養士	1	1

#### 6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者 生活相談員 管理栄養士 介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）常勤で勤務	4週8休
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早番（7：00～15：45）を基本に4パターン</li> <li>・日勤（8：30～17：15）を基本に7パターン</li> <li>・遅番（11：30～20：15）を基本に7パターン</li> <li>・夕番（14：00～22：45）を基本に4パターン</li> <li>・夜勤（22：15～7：00）を基本に4パターン</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日中は1ユニット2名の職員でお世話します。</li> <li>・夜間は2ユニット1名の夜勤で対応します</li> </ul>	原則として、4週8休
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）常勤で勤務	
看護職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）を原則として3名体制で勤務します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・早番（7：45～16：30）遅番（10：00～18：45）</li> <li>夜間は交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。</li> </ul>	原則として、4週8休

（注）上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算をしたものです。

## 7. サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食委託会社による栄養管理と利用者の嗜好や身体状況に配慮した食事を提供します。(但し、食材料費と調理費相当は全額自己負担です。)</li> <li>機能に合わせた形態(常食・ソフト・ムース・ミキサー)の食事を提供します。</li> <li>可能な限り経口から食べられるように、医師の指示に基づいて摂食・嚥下評価を行い、個々人の援助にあたります。</li> <li>地元になんだごちそうや、季節に合わせた行事食を提供します。</li> </ul> (食事時間) 朝食(7:30~9:30)      昼食(11:45~13:45)      夕食(17:45~19:45)
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>排泄ケアにあたっては羞恥心への配慮、プライバシーへの配慮そしてプライドへの配慮を行い個人の尊厳を守ります。</li> <li>トイレで排泄をすることを基本としつつ、一人一人の排泄状況を把握し、適切に排泄用品を用いて援助を行います。</li> <li>オムツを使用する場合、個人のニーズに応じて交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換いたします。なお、排泄用品は当園で用意します。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>週2回の入浴を基本に、介護サービス計画に基づいて2回以上の入浴を行います。</li> <li>寝たきり等で座位の取れない方は特殊浴槽で入浴を行います。</li> <li>歩行ができない方でも座位がとれる方は各ユニットの個人浴槽で一人ずつ入浴します。</li> </ul>
着替え・整容、口腔ケアなどの援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体的・精神的低下をきたすことなく日常生活が過ごせるよう、昼間はベッドを離れ、他の入居者と共に過ごせるよう配慮します。</li> <li>昼夜の生活のリズムを考え、朝起きた時、寝る前の着替えができるよう援助します。</li> <li>適切な整容が行われるように援助します。</li> <li>寝具カバー、シーツなどの交換は、長期でご利用される場合は、週一回行なう他、居室の整理整頓を行います。</li> <li>毎食後、個々人の状態に応じた口腔ケアを行います。</li> <li>歯科医師又は歯科衛生士は必要に応じて介護職員に対し指導・助言を行い、口腔機能評価を行います。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリを希望する方は、機能訓練指導員による機能訓練を行い、機能の維持改善に努めます。</li> <li>個々人にあった車椅子や生活環境を整え、自立に向けた援助をします。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>体調の変化などが見られた場合には看護師が状況を確認し、ご家族に状態を報告します。ただし、受診が必要な場合はご家族にお願いする事となります。</li> <li>尚、呼吸停止等の急変時に関しては、指定の医療機関が無い場合、救急車を呼ばせていただきます。</li> </ul>
相談援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者やご家族のご相談には丁寧に応じます。</li> <li>個々人の秘密は厳守し、関係機関との連携を図り、安心して過していただけるよう積極的に援助します。</li> </ul>
個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者個々人の情報は「掲示されている個人情報の目的」以外に使用することはありません。また、その取り扱いには細心の注意を払って行います。</li> </ul>
拘束をしない介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動を制限する行為は、一切行いません。</li> </ul>

社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に開かれた施設として地域住民の訪問やボランティアの受け入れを図ります。また、喫茶店、茶処、絵画展示などを通して地域との交流を図ります。</li> <li>・利用者と相談しながら地域に出かける機会を計画します。なお、経費がかかる場合は個人の負担となります。</li> <li>・伝統行事や利用者相互の交流、楽しみが感じられるよう行事を計画します。</li> <li>・クラブ活動及びサークル活動など個人の意向に基づいた活動ができるよう支援します。(一部有料のものもあります。)</li> </ul>
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
理 髪 ・ 美 容	・園内にある理容店「あいぽぽ」をご利用いただけます。事前に予約下さい。ご本人の希望によっては美容もできます。

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割（平成27年8月から））の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 短期入所生活介護 1日あたりの利用料

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費	1: 529円 2: 656円	704円	772円	847円	918円	987円
食費(材料費+調理費)	朝食 470円		昼食 590円	夕食 590円		
滞在費(居住費)	2,006円 (令和6年8月より 2,066円)					
機能訓練体制加算	12円					
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円					
看護体制加算 (Ⅰ)	4円					
夜勤職員配置加算 (Ⅱ)	18円					
介護職処遇改善加算 (Ⅰ)	※ 8.3%					
計(自己負担分)	1: 4,237円 2: 4,364円	4,412円	4,480円	4,555円	4,626円	4,695円
送迎加算	片道 184円 (15kmまで)					
テレビ貸出料	500円 (請求は月1回のみ)					

※介護職処遇改善加算は、利用料金中の介護保険一部負担金額に上記の掛率を乗じた額となります。

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額でありこれが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 上記の料金は一日分の標準料金です。低所得者の方には減額措置があります。詳しくは南魚沼市役所福祉課介護保険係にご相談ください。

(注4) 食費について、「外食等、利用途中で食事が不要になる場合」や「急きょ退居になる等、手続きが間に合わなかった場合」は費用が発生しますのでご了承ください。

(注5) 通常の送迎実施地域は南魚沼市ですが、それ以外においても必要に応じて利用者またはその家族の心身の状況および置かれている環境等を勘案して実施する場合があります。

## (2) 利用者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
特別な食事	・ 要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	・ 喫茶利用代金 (1回 100円、12回券1枚 1,000円、25回券1枚 2,000円) ・ 茶処利用代金 (1回 50円、20回券1枚 1,000円) ・ 日常生活品の購入代金 ・ 理美容代金 3,500円 (居室カット+500) * 洗顔、洗髪、顔そり、パーマ、カラーリング等ご希望により金額が異なります。 ・ レクリエーションやクラブ活動費用 ※ 利用料はいずれも実費徴収となります。

## (3) 支払い方法

上記の利用料 (利用者負担分の金額) は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日 (祝休日の場合は直後の平日) に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の20日 (休業日の場合は直前の営業日) までに、現金でお支払いください。

## 9. 協力医療体制

医療機関の名称	南魚沼市民病院
院長名	加 計 正 文
所在地	新潟県南魚沼市六日町 2643 番地 1
電話番号	025-788-1222
診療科	内科、外科、整形外科、精神科、眼科、婦人科、皮膚科、小児科、 歯科等
入院施設	ベッド数 144 床
救急指定の有無	なし

## 10. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	ゆきぐに大和診療所
院長名	仲 公 正
所在地	新潟県南魚沼市浦佐 4115 番地
電話番号	025-777-2111

## 11. 災害時の対応

非常時の対応	別途定める「南魚沼医療福祉センター防災計画」及び「特別養護老人ホーム八色園 防護計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	消防団 (大和第 1 分団) と近隣防火協定を締結し、非常時の相互の協力を図ります。
平常時の訓練等 防火設備	別途定める「特別養護老人ホーム八色園 防護計画」にのっとり年 2 回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練及び消火訓練を、利用者の方も参加して実施します。

	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	4個所
	非常階段	2個所	室内消火器	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	72個所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：平成29年4月1日 防火管理者：松田 毅			

## 1 2. 緊急時等の対応

短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスの提供を行っている際、利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡し、適切な処置を行うこととします。また、主治医等に連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講じると同時に、処置したときは速やかに管理者及び主治医等に報告します。

## 1 3. 事故発生時の対応

当施設において、事業者の責任により利用者に損害が生じた場合は、速やかに利用者ご家族および担当介護支援専門員、必要に応じて南魚沼市介護保険課介護保険係 担当者にも報告致します。また、「事故防止委員会」において原因を究明し、再発防止のための対策を講じます。原因が施設にある場合、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者及びご家族と協議致します。

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	①あり	2 なし
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	①あり	2 なし
事故対応及びその予防のための指針	①あり	2 なし

## 1 4. 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	ご利用時間 毎日 午前8時30分～午後5時まで ご利用方法 電話 025-777-3811 苦情箱 (エントランスホール内に設置) 担 当 江 崎 朋 広 担当相談員 山 田 小 百 合
第三者苦情処理委員 及び行政機関など	① 第三者委員 小 幡 久 斗 電話番号 025-777-2380 志 太 良 美 電話番号 025-777-3042 ②ご利用者の保険者の福祉課または介護保険係 (南魚沼市) 025-773-6675 (魚沼市) 025-792-9755 ② 新潟県国民健康保険団体連合会 事業課 電話番号 025-285-3022

## 15. 虐待防止について

- ①当施設において、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- ②当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④ 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。  
役職:居宅支援事業所係長 氏名:岡村美和子

## 16. 感染症対策について

事業所において感染症が発生又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会をおおむね1ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備しています。
- ④従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

※感染症等の発生・流行時

園内での蔓延防止のため、ご家族等の面会、利用者の外出等について制限することもありますので、ご協力をお願いします。

## 17. 業務継続に向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 18. サービスの利用にあたっての留意事項

来 訪 ・ 面 会	7時から21時の間、ご自由に面会いただけます。
外 出	服薬の用意や食事の用意などの準備がありますので、外出の際にはお出かけ時間、お帰り時間など職員に伝えてください。
医 療 機 関 へ の 受 診	生活相談員または看護師にその旨を伝え、手続を行ってください。
居 室 ・ 設 備 ・ 器 具 の 利 用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償して頂くことがございます。
居 室 の 鍵 使 用	居室に鍵が付いています。使用ご希望の方はお申し出下さい。
飲 酒 ・ 喫 煙	飲酒はご相談ください。 喫煙は火災防止のため、決められた場所以外ではお断りしています。
迷 惑 行 為 等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、断りなく他入居者の居室等に立ち入らないようにお願いします。

宗 教 活 動 ・ 政 治 活 動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動 物 飼 育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りしています。
金 品 授 受	公立施設の立場から、儀礼的な金品の授受を一切禁止しております。お手持ちについては受け取ることができませんので、ご理解とご協力をお願いします。

## 19. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。サービス利用にあたってご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 山田 留美
管理責任者の氏名	管理者 江崎 朋広

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地

事業者（法人）名 魚沼地域特別養護老人ホーム組合

代表者職・氏名 管理者 南魚沼市長 林 茂男 印

説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名 印

立会人 住所

氏名 印